

栗原市排水設備設置工事費補助金交付規程

令和2年4月1日

栗原市上下水道管理規程第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するため、公共下水道事業及び農業集落排水事業における排水設備の設置をする者に対し、予算の範囲内において栗原市排水設備設置工事費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
- (2) 公共下水道事業又は農業集落排水事業の受益者負担金及び分担金の滞納がないこと。
- (3) 公共下水道又は農業集落排水処理施設の使用料の滞納がないこと。
- (4) 水道料金の滞納がないこと。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、対象者が所有する住宅（居住の用に供する部分の床面積が70パーセント以上のものをいい、賃貸の用に供する住宅を除く。）において実施する排水設備の設置に要する経費であって、主たる管渠（排水管の最上流端から公共汚水ますまでの管渠をいう。）のうち、最下流の合流ますから公共汚水ますまでの区間から20メートルを減じて得た区間における工事費とする。この場合において、算出した区間に1メートルに満たない区間があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の規定により算出した区間の長さに3,000円を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、栗原市排水設備設置工事費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 排水設備等検査済証の写し
- (2) 排水設備等工事に係る平面図及び縦断図の竣工図
- (3) 排水設備等工事の着工から完了までの施工写真
- (4) その他管理者が必要と認める書類

2 前項の申請書は、当該申請に係る工事の排水設備等検査済証の発行日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 管理者は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、栗原市排水設備設置工事費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の場合において、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付すことができる。

3 管理者は、補助金を交付することが適当でないとき、栗原市排水設備設置工事費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第7条 前条の決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに、栗原市排水設備設置工事費補助金交付請求書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第8条 管理者は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の目的に使用したとき。

(3) この規程の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第9条 管理者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までに、栗原市私道内公共下水道設置要綱等を廃止する告示（令和2年栗原市告示第98号）による廃止前の栗原市排水設備設置工事費補助金交付要綱（平成18年栗原市告示第20号。以下「旧告示」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 旧規則の規定による様式で、取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、この規程の規定による様式とみなす。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

栗原市下水道事業
栗原市長 殿

住所
氏名 印
電話

栗原市排水設備設置工事費補助金交付申請書

栗原市排水設備設置工事費補助金交付規程第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金交付に関する資格要件の確認のために必要な市税等の収納情報について、調査されることに同意します。

記

1 排水設備の設置場所	
2 交付申請額	金 円
3 完了年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 排水設備等検査済証の写し
- (2) 排水設備等工事に係る平面図及び縦断図の竣工図
- (3) 排水設備等工事の着工から完了までの施工写真
- (4) その他市長（管理者）が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

栗原市下水道事業
栗原市長 印

栗原市排水設備設置工事費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、栗原市排水設備設置工事費補助金交付規程第6条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額
- 2 交付条件等

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

栗原市下水道事業
栗原市長 印

栗原市排水設備設置工事費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった栗原市排水設備設置工事費補助金の交付について、下記の理由により交付しないことを決定したので、栗原市排水設備設置工事費補助金交付規程第6条第3項の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第4号（第7条関係）

栗原市排水設備設置工事費補助金交付請求書

年 月 日

栗原市下水道事業
栗原市長 殿

住所
氏名 印
電話

年 月 日付け 第 号で交付額の決定通知のあった補助金について、栗原市排水設備設置工事費補助金交付規程第7条第1項の規定により請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込先

金融機関名			
支店名	支店	※本店の場合は記載不要	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			